

平成31年度

教育行政執行方針

白糠町教育委員会

目 次

I はじめに

II 学校教育の充実

- 1 実社会で生きる実践的な力の育成
- 2 豊かな心と健やかな体の育成
- 3 信頼される学校づくりの推進
- 4 地域全体で子どもを守り育てる体制づくりの推進

III 社会教育の充実

- 1 生涯学習を推進する実践活動の展開
- 2 社会教育活動の充実
- 3 文化活動への参加機会の拡充
- 4 スポーツの振興
- 5 社会教育施設の整備・充実

IV おわりに

I はじめに

平成31年第1回白糠町議会定例会開会に当たり、議員各位に教育委員会が所管する教育行政の執行について、その基本方針と主要な施策を申し上げます。

平成30年度は、度重なる台風や北海道胆振東部地震による被害など、災害の多い日本を改めて実感する年となりました。

一方で、2020年東京オリンピックに向けた準備が着実に進められる中、テニスの大坂なおみ選手が昨年のUSオープンに続き、今年1月に行われた全豪オープンでも日本人として初めての優勝に輝き、世界ランキング1位となりました。本人が持ち合わせているシャイでユニークな性格もあるのですが、世界で活躍する日本人の一人として喝采を浴び、大きな話題となりました。

わが白糠町でも、新たに拡充された大会参加へ

の支援制度の下で、各種のスポーツや文化活動を通して、子どもたちの活躍する姿を見ることができました。

子どもたちの頑張りや快挙を伝える報を目や耳にすることで、町民が元気づけられ、社会や地域に活気をもたらします。偉大なる子どもたちであり、町の財産です。

私たち大人は、子どもたちが夢を持ち、目標に向かって自己実現を図ることができる環境をしっかりと整備する責務を自覚しなければならないと思います。

本町の教育も、『ふるさと教育』が新たな段階に入って3年目を迎え、学校教育では「白糠町らしい小中一貫教育」が、昨年4月から全町でスタートしました。今後は、実践、検証、改善を進め、成果と課題を広く発信していく役割を担っていかなければならないと考えております。

また、社会教育では、少子高齢、人口減少社会

におけるスポーツや文化のあり様が課題であり、新たな事業施策も含め、議論を深めていくことが必要であると考えております。

議会のお力添えをいただいております白糠高等学校の魅力化につきましても、公営塾を中心としたさまざまな支援策が浸透し、成果となって表れるよう学校や教育振興協議会、委託業者と連携し、より一層の努力をしてまいりたいと考えております。

私たち教育委員会は、恵まれた自然、産業、文化などを大切にした「白糠町だからできる白糠町らしい教育」を目指し、子どもたちと大人が、学び続ける喜びと笑顔にあふれた町づくりに、最善をつくしてまいります。

以下、平成31年度の教育行政の執行に係る基本方針と、主要な施策の内容についてご説明いたします。

Ⅱ 学校教育の充実

「未来に向けて自ら学ぼうとする人づくり」に努めるとともに、本町らしい子育て支援策や小中一貫教育の充実に向け、以下4点の取組を推進いたします。

1 実社会で生きる実践的な力の育成

子どもたちが、「グローバル社会の中で、進んでコミュニケーションを図り、自己実現できる人」へと成長できるよう、以下の2点を重点として事業を推進してまいります。

1つ目は、「基礎学力の定着」であります。

小中一貫教育の充実に努め、9年間の系統性や連続性を生かした指導を発展させてまいります。また、ICTを活用した学習環境を整備するとともに、土曜授業や学習サポート事業を引き続き実施し、家庭学習の習慣化と基礎学力の

保障に努めてまいります。

2つ目は、「外国語によるコミュニケーション能力の向上」であります。「使える」外国語の指導を徹底するとともに、海外との学校交流を推進し、活用する場と機会の意図的な設定に努めてまいります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

確かな学力と密接不離の関係にある「豊かな心」と「健やかな体」の育成を、発達段階に応じた適合性を図りつつ、以下の2点を重点として事業を推進してまいります。

1つ目は、「基本的な生活習慣の定着」であります。「基礎学力の定着」には、生活習慣の確立が不可欠であり、生活リズムのチェックや三愛運動の実践を通して、家庭や地域における教育力の再生に意を注いでまいります。

2つ目は、「健康の保持と体力の向上」であ

ります。学校や家庭・地域における運動機会の充実に引き続き努めてまいります。また、地場産品を取り入れた「ふるさと給食」の継続と、地域の特性を生かした食育を推進してまいります。

3 信頼される学校づくりの推進

学校が「保護者や地域からの信頼」を構築するため、以下の2点を重点として事業を推進してまいります。

1つ目は、「地域に根差した学校づくり」であります。「地域とともにある学校」の一環として、引き続きコミュニティ・スクールの実践や研究を進め、保護者・地域の意見が学校運営に反映されるよう努めてまいります。

2つ目は、「教師の力量向上」であります。9年間の学びの系統性や連続性を踏まえた授業改善や、生徒指導の機能を生かした学級経営の

充実を目指し、各種研修会や校内研修、教師塾等による力量向上を図ってまいります。また、学校現場の働き方改革について取組を進め、教職員が子どもたちに向き合う時間の確保に努めてまいります。

4 地域全体で子どもを守り育てる体制づくりの推進

子どもたちが、安心・安全な環境の下で育つことができるよう、以下の2点を重点として事業を推進してまいります。

1つ目は、「安心できる教育環境の整備・充実」であります。入学支援金の支給と給食費無料化の継続とともに、白糠小学校移転計画と白糠高等学校の魅力化を引き続き推進してまいります。また、幼児教育と学校教育の連携を進め、子どもと保護者にやさしい教育環境を提供してまいります。

2つ目は、「健全育成事業の協働実践」であります。青少年育成員や地域住民と「見守り・声かけ運動」を拡充するとともに、自分の将来に夢が持てるよう、「ミニ社会体験」を推進してまいります。

Ⅲ 社会教育の充実

町民の主体的な学びを支え、あらゆる機会と場で学習ができる町を目指します。具体的には、教育行政スキームの実践プラン「生活いきいきプラン」及び「親子にこにこプラン」に沿い、以下の5点の取組を推進いたします。

1 生涯学習を推進する実践活動の展開

豊かな生涯学習社会を実現するため、以下の2点を重点として社会教育活動を実践してまい

ります。

1つ目は、「まちぐるみ運動の推進」であります。三愛運動の実践を一層奨励するとともに、まちづくりにつながる学習機会の充実を図り、活動の活性化に努めてまいります。

2つ目は、「ボランティア活動の推進」であります。ボランティア指導者の発掘と活動の環境整備に努めるとともに、実践内容を積極的に紹介し、活動の推進を図ってまいります。

2 社会教育活動の充実

青少年の健やかな育ちを願い、以下の2点を重点として事業を推進してまいります。

1つ目は、「家庭の教育力を向上させる支援の充実」であります。教育の原点は家庭教育であり、基本的な生活習慣の定着化を図るため、多様な学習機会の工夫と情報の提供に努めてまいります。

2つ目は、「青少年健全育成事業の推進」であります。地域の自然・文化・産業を生かした体験活動を提供するとともに、明日の青少年を考える集いや土曜学習等、学社連携を強化する事業を展開してまいります。

3 文化活動への参加機会の拡充

文化活動への参加機会を拡充するため、以下の2点を重点として事業を推進してまいります。

1つ目は、「公民館講座や土曜サロンの充実」であります。新たな人材の発掘、各種団体や関係部局との事業連携により、地域資源を活用した多様な学習活動の充実に努めてまいります。

2つ目は、「文化団体の活動推進」であります。文化活動の発表の場を拡充し、団体活動の活性化を図るとともに、積極的な情報提供により、活動への参加意識を高めてまいります。

4 スポーツの振興

町民一人ひとりがスポーツ活動を継続的に実践できる「生涯スポーツ社会」の実現を目指すため、以下の2点を重点として事業を推進してまいります。

1つ目は、「生涯スポーツの充実」であります。一人1スポーツを目指し、各種スポーツ教室や大会の工夫、情報提供を通じて、生きがいや楽しみとしての体力・健康づくりを推進してまいります。

2つ目は、「競技スポーツの充実」であります。競技力の向上を図るため、各種団体活動や大会出場を支援するとともに、新たな指導者の確保に取り組み、青少年のスポーツ活動の推進と参加意識の高揚に努めてまいります。

5 社会教育施設の整備・充実

町民が安全で快適に各施設を利用できるよう、

以下の2点を重点として推進してまいります。

1つ目は、「施設の長寿命化を図る保全・管理」であります。きめ細かな施設の点検や補修を行い、適切な維持管理に努めるとともに、改修を計画的・継続的に進め、施設の長寿命化を図ってまいります。

2つ目は、「利用の活性化を図る工夫・改善」であります。多様なニーズに対応した施設運営に努めるとともに、指定管理者の力を十分に生かし、スポーツ施設の一層のサービス向上と利用拡大に努めてまいります。

IV おわりに

以上、平成31年度の教育行政の執行に係る基本方針と主要な施策について述べてまいりましたが、その実現に当たっては、改訂した新しい教育

行政のスキームとその実践プランを着実に推進していくことが重要であると考えております。

さて、「這えば立て、立てば歩めの親心」という言葉があります。また、「親」という字は、「木」にのぼり、木の上に「立って」までも子どもの様子を「見る」と書きます。

これほどに、親とはわが子が可愛いものであり、従って、その可愛いわが子に期待し、常に心配するものなのです。だからこそ親には、わが子を大切に、上手に育てていく責任があるのだと思います。

幼稚園を創設したドイツ人のフレーベルは、子どもたちを花園に咲く草花に、そして保育者を、草花を世話する園丁にたとえました。

生来、子どもは、自分自身の内部に、「生きよう」「育とう」とする生への活力が備わっています。ですから、園丁は、それぞれの花を美しく咲かせるために、個性を大切にし、自立する芽を温

かく育てなければならぬと考えたのです。

草花を早く大きくさせようとして、引っぱってしまふと枯れてしまふように、子どもも命令的・干渉的なやり方だけでは、上手に育てることができません。

教育のプロたる者は、新しい教育要領や保育指針で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、学習指導要領に流れるアクティブ・ラーニング「主体的・対話的で、深い学び」を実現するためには、子ども一人ひとりの特性を理解するとともに、個々の学びに向かう力と体験的な学びが基盤にあることを認識していなければなりません。

ご案内の通り、教育は、息の長い地道な活動の積み重ねにより成果が現れるものであります。本方針に表せなかった事業につきましても、町民各位のご理解とご協力を得ながら、人づくり、地域づくりのために、職員が一丸となって最善を尽く

してまいりたいと存じます。

議員並びに町民の皆様には、今後とも、特段のご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、教育行政執行方針といたします。